

令和5年度

高齢者の 肺炎球菌感染症の 定期接種について

対象者

令和5年度に以下の年齢になる方。

(生年月日をご確認ください)

65歳	昭和33年4月2日生～ 昭和34年4月1日生の方	85歳	昭和13年4月2日生～ 昭和14年4月1日生の方
70歳	昭和28年4月2日生～ 昭和29年4月1日生の方	90歳	昭和8年4月2日生～ 昭和9年4月1日生の方
75歳	昭和23年4月2日生～ 昭和24年4月1日生の方	95歳	昭和3年4月2日生～ 昭和4年4月1日生の方
80歳	昭和18年4月2日生～ 昭和19年4月1日生の方	100歳	大正12年4月2日生～ 大正13年4月1日生の方

60歳から65歳未満の方で、心臓、腎臓、呼吸器の機能に自己の身の日常生活活動が極度に制限される程度の障害やヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能に日常生活がほとんど不可能な程度の障害がある方

この制度では、今までワクチン*を接種したことがない方を対象に、令和元年度から令和5年度までの5年間に1人1回、定期接種の機会を設けています。

対象の方が定期接種を受けられるのは、該当年度の1年間のみに限られますので、定期接種を希望される方は、必ずこの期間に受けてください。

*23価肺炎球菌ワクチン

対象期間

令和5年4月1日～

令和6年3月31日まで

- 対象となる年度においてのみ、定期接種としての公費助成が受けられます。
- 公費助成の有無やその内容は、お住まいの市町村によって異なる場合があります。

肺炎球菌感染症の予防接種は、
すべての肺炎を防ぐものではありません。